

令和4年度  
真庭市  
地域密着型サービス事業者  
集団指導資料

真庭市 健康福祉部 高齢者支援課

## 目 次

### 1. 地域密着型サービス運営上の留意事項について

- (1) 介護保険事業者に対する指導及び監査について
- (2) 関係法令について
- (3) 業務管理体制の整備について
- (4) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定更新について
- (5) 各種届出等について
- (6) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等  
支援加算について
- (7) 他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の利用について
- (8) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて
- (9) 老人福祉法第 10 条の 4 に係る措置について

### 2. 事故発生時の対応等

事故報告書の提出範囲や再発防止策など

## 1. 地域密着型サービス運営上の留意事項について

### (1) 介護保険事業者に対する指導及び監査について

#### 1. 集団指導

原則として、毎年度1回、指定介護保険事業所を対象に指導を行います。

##### 【指導内容】

- ・ 指定事務の制度説明
- ・ 改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進 など

#### 2. 運営指導

地域密着型サービスを提供する事業所において、事業所が作成した書類等に基づき、面談方式により行います。

##### 【指導内容】

- ・ 地域密着型サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営に関する基準、介護報酬請求事務（必要に応じて過誤調整・返還を指導）について指導します。

#### 3. 監査

監査は、入手した各種情報により人員、設備、運営に関する基準違反や不正請求が疑われる場合、介護保険法第5条の規定に基づき実施します。

各種情報は、

- ア 通報・苦情などによる情報
- イ 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ウ 国民健康保険団体連合会からの通報
- エ 介護給付費適正化システムの分析により、特異傾向を示す事業者情報
- オ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

などの幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反や不正請求が疑われる場合には、厳正かつ機動的な対応を行うこととします。

※「監査」は原則として、無通告（当日に通知書持参）で立ち入り検査を実施するなど、より実行性の高い方法で実施します。

#### 4. 報酬請求指導の実施方法

指導担当者が、加算体制の届出状況及び介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行います。報酬基準に適合しない取扱いなどが認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検のうえ、不適切な請求となっている部分については、過誤調整として返還を指導します。

#### 5. 過誤調整の返還指導

運営指導等において、過誤調整が必要と認められる場合には、原則として次のとおり取り扱います。

- ①介護サービス提供の記録が全く存在しない場合、サービス提供の拳証責任が果たせていないため返還を指導します。
- ②基準条例及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は、返還を指導します。
- ③厚生労働省・真庭市が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q & A）の内容が遵守されていない場合は、是正を指導します。

※返還命令、過誤調整を行う場合、返還金とは別に「加算金」を請求することもあります。

## (2) 関係法令について

### 1 主な関係法令

- ①介護保険法（平成9年法律第123号）
- ②介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ③介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ④指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- ⑤指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- ⑥指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

- ⑦指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年告示第 126 号）
- ⑧指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年告示第 128 号）
- ⑨指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号）
- ⑩通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 12 年老企第 54 号）
- ⑪真庭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年真庭市条例第 46 号）

など

※上記の法令・通知等は、次の文献、HP等で確認してください。

文献：平成 30 年 4 月版介護報酬の解釈（発行所：社会保険研究所 3 分冊 人員基準等を編集したものです。これに限るものではありません。）

HP：

厚生労働省 法令等データベースシステム

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

総務省 法令データ提供システム

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0100/](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)

厚生労働省 介護サービスQ & A

「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ & A

[https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index\\_qa.html](https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html)

【介護保険に関する情報】

WAMNET（運営：独立行政法人福祉医療機構）

<https://www.wam.go.jp/>

※福祉保険医療関連の情報を提供するための総合的な情報ネットワークシステム

### (3) 業務管理体制の整備について

#### 1 業務管理体制の整備

##### ①業務管理体制の整備の基準

業務管理体制の整備については、事業者の規模に応じたものとするとしているところ、指定又は許可を受けた事業所又は施設の数により事業者の規模を区分し、それぞれの区分に応じ義務付けることとする。

指定・許可の事業所・施設数の区分	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務執行の状況の監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100～	必要	必要	必要

※ただし、事業所・施設数には、みなし事業所等であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所を含まない。

##### ②業務管理体制の整備に関する事項の届出

届出する事項	対象の事業者
事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての事業者
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	全ての事業者
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	指定・許可の事業所・施設数が 20 以上の事業者
業務執行の状況の監査の方法の概要	指定・許可の事業所・施設数が 100 以上の事業者

##### ③届出先

介護保険法の一部が改正され、令和 3 年 4 月 1 日から介護保険法第 115 条の 32 に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が変更となります。

令和3年4月1日から  
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る  
届出書の届出先が一部変わります

指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、原則都道府県知事から中核市の長へ変更となります。なお、この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されました。

区分	届出先 (現行)	届出先 (令和3年4月1日以降)
①指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
②指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長
<b>④指定事業者が同一中核市内に飲み所 在する事業者(※)</b>	<b>都道府県知事</b>	<b>中核市の長</b>
⑤地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事	都道府県知事

(※) 指定事業所に介護療養型医療施設も含む場合は除く(届出先は都道府県知事のまま)

<厚生労働省老健局総務課介護保険指導室>

## 2 業務管理体制の整備・運用状況の監督

市町村への届出対象事業者(地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者)については、定期的に報告を徴し、確認検査「一般検査」を実施します。

一般検査は、事業者の業務管理体制について検証し、事業者自らが業務管理体制の改善を図り、法令遵守に取り組むよう意識付けをすることが主な目的となります。また、事業所等の指定取消し処分相当事案が発生した場合には、業務管理体制の問題点の確認・検証、指定取消し処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために「特別検査」を実施することとなります。

### 3 事業者・法令遵守責任者の責務

#### ① 事業者の責務

一般検査は、定期的を実施するよう予定していますが、業務管理体制整備は、事業者自らがコンプライアンスを向上させることが本来の趣旨であり、検査を実施しない年においても、自ら法令遵守体制を検証し、必要に応じて改善されるように継続的な取組に努めてください。

#### ② 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者の役割については、法令等で明確に定められていません。これは、事業者自らが事業者の実情に応じた取組を真剣に考え、試行錯誤しながらコンプライアンスを高めていただくことが重要だからです。法令遵守責任者に何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく通知等の内容に精通した法務担当の責任者で、事業者内部の法令遵守を徹底することができる者が選任されることを想定しています。また、法令遵守責任者には、辞令等が交付され、その役割と業務内容が事務分掌などで明記されていることが望まれます。

#### ③ 業務内容の具体例

- ・年に1回以上、各事業所の取組状況を各事業所の従業員又は管理者からの聞き取り及び書面での報告などで把握する。
- ・各事業所等から選出された従業員又は管理者（以下「法令遵守担当者」という）で組織された委員会を設置し、法令遵守責任者は事業者全体の法令遵守を徹底する連絡体制を確保する。
- ・研修等を実施し、従業員の法令遵守意識を高める。



- ・定期的に介護保険法その他の関連情報（制度改正及び介護報酬に関する通知・Q & A 等）の収集等を行う。
- ・苦情、事故等の問題が発生した場合には、速やかに報告を求め、事実関係の把握を行い、迅速に解決を図る。その原因を究明し、防止策を法令遵守担当者で組織された委員会等の場で検討し、各事業所等の運営に反映させる。

#### **（４）指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定更新について**

##### 1 指定更新手続きについて

地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うこととなります。真庭市では、指定更新に係る申請書の提出期限を、指定の有効期間の最終日の1ヶ月前までとしています。また、新規指定や変更の届出等と提出が異なりますので、確認の上、提出期限を厳守してください。

なお、指定更新申請のお知らせを文書等で通知しておりますが、指定更新申請に係る通知等は、法令等で必ず通知しなければならないと定められていません。各事業所において、指定の有効期間を今一度ご確認いただき、遺漏のないよう更新手続きを行ってください。

##### 2 指定更新時の記載又は添付書類の省略に係る手続きについて

指定更新時の提出資料のうち、すでに届け出られた内容と比較し、変更がない場合に限り「事業所の名称及び所在地」、「申請書の名称及び主たる事務所並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」、「当該申請に係る既に指定を受けている事業の指定年月日」、「現に受けている指定の有効期間満了年月日」、「当該申請に係る地域密着型（介護予防）サービス費の請求に関する事項」、「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「介護支援専門員の氏名及び登録番号」、「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。（介護保険法施行規則第131条の4第3項などによる。）

○この手続きは、各記載事項や書類の提出に関して、すでに届出済みのものと何ら変更が無い場合についてのみ適用されるものであり、変更事項があったにもかかわらず、この手続きによる届出を行った場合には、指定取消し等の処分を受けることがあります。

### 3 複数市町村から指定を受けている際の指定有効期間

他市町村被保険者の受け入れを行っている場合、本市及び当該市町村からも指定を受けていますが、それぞれの指定年月日が異なっている場合があるため、指定の有効期限も異なっている場合があります。他市町村被保険者が、継続してサービスを利用している場合は、本市と同様に指定更新が必要となりますので、ご注意ください。

## (5) 各種届出等について

届出事項に変更があった場合の変更届や休止、廃止の届出についても真庭市長に提出することとなります。介護保険法に定められた提出期限を厳守し、提出するようにしてください。

【提出期限】 変更・再開・・・10日以内  
廃止・休止・・・1ヶ月前まで  
加算の算定及び変更

サービス区分	届出日	算定開始日
地域密着型通所介護	毎月15日以前	翌月
認知症対応型通所介護	毎月16日以降	翌々月
小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護	月の初日	当該月
地域密着型特定施設入居者生活介護	月の初日以外	翌月

## (6) 令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算について

令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算については、様式が新しくなりました。新しい様式につきましては、真庭市ホームページに掲載をしております。

## 1 計画書及び体制届の提出期限について

- ・令和4年度において、処遇改善加算・特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を摘要しており、令和5年度以降も継続して処遇改善加算等を適用する場合
- ・令和5年4月（又は5月）から新たに処遇改善加算・特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を適用する場合

いずれも、【令和5年4月14日（金）まで】にご提出ください。

- ・令和5年6月以降、新たに処遇改善加算・特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を適用する場合

【適用開始月の前々月の月末まで】にご提出ください。

## （7）他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の利用について

### 1 （介護予防）地域密着型サービス費の支給について

地域密着型サービス費は、利用者の保険者市町村から指定を受けた地域密着型サービス事業所を利用した際に給付されるため、利用者の保険者市町村の指定を受けていない地域密着型サービス事業所を利用した場合は給付されません。よって、利用者の保険者市町村が指定をしていない地域密着型サービス事業所を利用する場合は、当該市町村の指定を受ける必要があります。しかし、指定を受ける際は、当該施設所在の市町村長の承認が必要となります。その手続きは、市町村間の協議によって行われます。

（例）A市の被保険者が真庭市のグループホームBを利用する場合

グループホームBは、真庭市の指定しか受けていないため、A市の被保険者が利用しても給付を受けることができません。

### 2 市町村間の協議について

上記のように、施設所在の市町村以外の市町村の被保険者が介護給付を受け、当該地域密着型サービス事業所を利用する場合は、市町村間の協議が必要となりますが、その協議をかけるには相応の理由が必要となります。

【協議をかける理由（例）】

- 利用すべき地域密着型サービスが居住する地域に存在しない。
- 利用すべき地域密着型サービスが定員に達しているため、利用することができない。

(グループホームの入所が適当であるが、真庭市のグループホームは満床である。)

など。

※協議をかける上では、当該利用者が真にそのサービス種別の利用が合理的であるかどうか**が重要**となります。協議をかける前に「当該サービスの利用が適切か」や「他の広域型サービスの利用で対応できないか」などをよく検討してください。

3 他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の利用に係る流れ及び留意点について  
他市町村に所在する地域密着型サービスを利用する場合の全体的な流れは次のとおりです。なお、施設所在地の市町村以外の指定を受けた後、その指定を受けた市町村の別の被保険者が利用したい場合は、**その都度、協議が必要**となりますので、ご注意ください。

○ A 町の被保険者 d さんが、真庭市の地域密着型サービス事業所 C を利用する場合

①事業所 C (又は利用者又はその家族) が、A 町に指定を受けたい (又は事業所 C を利用したい) 旨の申出を理由を付して行う。(相応の理由でないと判断された場合は、この時点で協議は終了 (事業所 C の利用不可) となる。)

② A 町が真庭市に対し、事業所 C の指定をすることの同意を求める。

③真庭市が事業所 C に対し、「他市町村の被保険者を受け入れることにより、事業所 C を利用したい真庭市の被保険者に影響が出ることがないか」を確認する。

④真庭市が同意した旨を A 町に通知。(同意しない場合は、協議終了 (事業所 C の利用不可) となる。)

⑤事業所 C は、A 町に対し指定申請を行う。

⑥ A 町が事業所 C を指定し、d さんの利用が可能となる。

※なお、事業所 C が A 町の指定を受けた後、d さんとは別の A 町の e さんが事業所 C を利用したいという希望があった場合、上記の①から④と同様の手続きを行う必要があるので、ご注意ください。

## (8) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染予防や感染者へ対応するにあたり、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについて、柔軟な取扱いが可能となるよう、臨時的な取扱いが

通知されています。「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」で通知された請求単位数の特例及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」の問1～3は、令和3年3月サービス提供分をもって廃止となっておりますが、その他の臨時的な取扱いについては、当面の間は変更の予定はありません。

なお、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を、運営推進会議と一体的に運営していた事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、運営推進会議を延期又は中止にした場合でも、当該委員会は開催する必要がありますので、ご注意ください。

## **（9）老人福祉法第10条の4に係る措置について**

### 1 福祉の措置について

市町村は、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために、日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために、最も適切な支援が総合的に受けられるように、居宅における介護等（老人福祉法第10条の4）及び老人ホームへの入所等（老人福祉法第11条）の措置を採ります。

### 2 老人福祉法第10条の4に係る措置の概要について

#### 1) 措置すべき対象者（居宅における介護等の場合）

次の①、②をすべて満たしたうえで、③又は④どちらかを満たす者

（※③及び④については、事業ごとに対象者の条件が異なるので注意。）

①65歳以上の者

②身体上又は精神上の障害があるために、日常生活を営むのに支障がある者

③やむを得ない事由により、介護保険法に規定する各種介護保険サービスを利用することが著しく困難であると認める者

④認知症であるために、日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により、介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）を利用することが著しく困難であると認める者。

## 2) 事業の利用に係る利用料の支払い等

市町村が採る福祉の措置は、通常の介護保険施設の事業者と利用者の契約とは違い、真庭市から事業者への委託になります。よって、受託した事業者に支払う利用料についても、真庭市から事業者へ支払い、利用者は所得に応じて真庭市に負担金として支払います。

## 3) 各種事業の受託について

市町村からの委託を受けるには、岡山県が定める「老人居宅生活支援事業開始届」を所管の県民局に提出する必要があります。また、当該届出を提出するにあたり、定款等の変更や重要事項説明書等の作成が必要となる場合がありますので、ご注意ください。なお、すでに当該開始届を提出している事業所もありますが、その場合は再度提出する必要はありません。

## 4) 現在の状況について

現在、本市で採っている措置は、老人福祉法第 11 条に定める養護老人ホームや特別養護老人ホームへの措置を除くと、認知症対応型老人共同生活援助事業（＝グループホーム）への措置及び老人短期入所生活事業への措置です。

## 2. 事故発生時の対応等

### 事故報告書の提出範囲や再発防止策など

事故報告書の提出すべき範囲は、「岡山県介護保険施設・事業所における事故発生時の対応に係る指針」をご参照ください。なお、事故発生時の報告様式を国の様式に変更しております。真庭市ホームページにも掲載しておりますので、なるべく新しい様式をご使用ください。

※新型コロナウイルスの感染についても、事故報告書により報告をお願いします。

※事故報告書の提出につきましては、令和 5 年度より、高齢者支援課（各振興局も可）に、持参又は郵送もしくはEメールのいずれかにより提出してください。（FAXは、事故報告書の文字が小さいため、文字が潰れて読みづらいことがあり、原則禁止とさせていただきます。）

Eメールで提出する場合、メールの件名を「【事故報告：〇〇←事業所名】第〇報の送付について」としてください。

Eメールアドレス： kohreisha@city.maniwa.lg.jp

## ○岡山県介護保険施設・事業所における事故発生時の対応に係る指針

### 1 目的

介護保険法に基づく運営基準等において、介護保険事業者（以下「事業者」という。）は、介護サービスの提供による事故発生の防止並びに発生時の対応について、必要な措置が定められている。

しかし、介護保険施設等における介護サービス提供中の重大な事故が後を絶たず、高齢者の生命・身体の安全の確保が最優先の課題となっている状況である。

このため、介護サービスの提供に伴う事故発生の未然防止、発生時の対応及び再発防止への取組等について次のとおり指針を定め、もって、利用者（指定通所介護事業者が指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合における当該サービスの利用者を含む。以下同じ。）又は入所者の処遇向上を図ることを目的とする。

### 2 事故発生の未然防止

#### （1）居宅サービス事業者

- ①利用者に対するサービス提供により、事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
- ②管理者は、従業員に対し、事故発生の防止に関する知識等を周知するとともに、事業所外の研修等を受講させるよう努めること。

#### （2）施設サービス事業者

- ①事故発生の防止のための指針を整備すること
- ②事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。  
（上記の指針、委員会及び研修についての詳細は、基準条例及び解釈通知を参照すること。）

### 3 事故発生時の対応

#### （1）居宅サービス事業者

- ①事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。



②当該入所者の家族、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び保険者）、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡・報告を行うこと。

③事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（記録は5年間保存すること。）

#### 4 事故後の対応及び再発防止への取組

##### （1）居宅サービス事業者

①賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

②事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業員に周知徹底すること。

##### （2）施設サービス事業者

①賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

②事実の報告及びその分析を通じた改善策を全従業員に対し周知徹底すること。

（上記の報告、分析等についての詳細は、基準条例及び解釈通知を参照すること。）

#### 5 県（所管県民局健康福祉部）への報告

##### （1）報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

##### ①サービス提供による利用者又は入所者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関で治療又は入院したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者又は入所者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）

イ サービス提供には、送迎等も含むものとする。

②食中毒、感染症（結核、インフルエンザ他）の集団発生

③従業員の法律違反・不祥事等利用者又は入所者の処遇に影響のあるもの

④火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

## (2) 報告事項

県（所管県民局健康福祉部）への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、別紙様式の格項目が明記されている書式がある場合には、それによっても差し支えない。

## (3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県（所管県民局健康福祉部）及び市町村（所在市町村及び保険者）に報告する。

### ①第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生の連絡を行い、その後、速やかに報告書を提出する。

### ②途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。